て文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特例事由」という。）に該当する場合であって、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が一年間において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額（当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額）が十五万四千五百円未満である生徒等をいう。第四条第二項において同じ。）であるものは、法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする。

第四条第二項中「同じ。）」の下に「又は特例受給資格者である受給権者」を加え、「当該受給権者の次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる者の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条第三項及び第四条第二項の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四号

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二兆円」を「三兆円」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第一号の三中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条中第十五項を第十六項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が低炭素排出土地改良施設整備計画（エネルギーの使用の合理化を図り、又は再生可能エネルギー源（水力、太陽光その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）を利用して発電をすることにより二酸化炭素の排出量の抑制に資する農業用用排水施設の新設又は変更を施行することにより、その区域内における農業生産に要する費用が低減され、農業の生産性の向上に寄与することが明らかである地域についての当該農業用用排水施設の新設又は変更の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

第五十条の二の二第二項第二号中「又は湛水被害総合対策計画」を「、湛水被害総合対策計画又は低炭素排出土地改良施設整備計画」に改め、同項に次の一号を加える。

九　当該施設更新事業が低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うものである場合にあつては、農業用用排水施設の新設又は変更であつて、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上となるものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十四項及び第十五項」を「第五十条第十五項及び第十六項」に改める。

第七十八条第一項第二号の十の次に次の一号を加える。

二の十一　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、低炭素排出土地改良施設整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「前項第三号」を「前項第三号」に、「百分の五十」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の五十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十五」に改め、同項第八号の三の三分の二を同項第八号の三の三分の八十五を前項第八号の四に、「百分の五十」を「百分の五十」に、「百分の八十」を「百分の八十」に改め、同項第二号の十一の三分の二を同項第三号に、「百分の五十」を「百分の五十」に改める。